

定期預金等の規定改正（令和2年11月）

ほくしん変動金利定期預金規定

現行条文 ※本規定は制定済にて改正はありません
<p>5. (利息)</p> <p>(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳（証書）記載の利率について計算し、次のとおり支払います。なお、複利型の利息の取扱については、次項（2）によります。</p> <p>① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」という。）および通帳（証書）記載の中間利払利率（前記2. または3. により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率とし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、各中間利払日に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。（自動継続式の場合、Bとなります。）</p> <p>A 中間払利息を現金で受取る場合または指定口座に入金できない場合は、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに提出してください。</p> <p>B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。</p>

ほくしん自由金利型定期預金（M型）規定

旧	新
<p>4. (利息)</p> <p>(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳（証書）記載の利率によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。</p> <p>① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳（証書）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期としたこの預金に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。</p> <p>A 現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに提出してください。</p> <p>B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。</p> <p>C 定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にするこの預金とし、その利率は、中間利払日における当組合所定の利率を適用します。</p>	<p>4. (利息)</p> <p>(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳（証書）記載の利率によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。</p> <p>① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳（証書）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期としたこの預金に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。</p> <p><u>（自動継続式の場合、BまたはCとなります。）</u></p> <p>A 現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに提出してください。</p> <p>B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。</p> <p>C 定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にするこの預金とし、その利率は、中間利払日における当組合所定の利率を適用します。</p>

ほくしん自由金利型定期預金規定（大口定期）

旧	新
<p>4. (利息)</p> <p>(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳（証書）記載の利率によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。</p> <p>① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳（証書）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額を利息の一部として、各中間利払日に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。</p> <p>A 現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに提出してください。</p> <p>B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。</p>	<p>4. (利息)</p> <p>(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳（証書）記載の利率によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。</p> <p>① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳（証書）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額を利息の一部として、各中間利払日に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。</p> <p><u>（自動継続式の場合、Bとなります。）</u></p> <p>A 現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに提出してください。</p> <p>B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。</p>